松江市財政部契約檢查課

庁舎等管理業務委託における最低制限価格制度の取扱いについて

庁舎等管理業務委託(庁舎等清掃業務、庁舎等警備員警備業務)について、最低制限価格制度を導入していますが、令和2年4月以降に契約締結する庁舎等管理業務委託について、最低制限価格の算定方法を下記のとおり改定します。取扱いにご留意ください。

記

1. 最低制限価格を設定する目的

委託料に占める人件費割合が高く、長期にわたり労働者を配置する業務にあっては、著しい低価格での受注によりサービスの品質が十分に確保されない恐れがあります。これを防止するため、最低制限価格制度を導入しています。

2. 対象業務

庁舎等建物清掃業務

庁舎等警備員警備業務

3. 予定価格、最低制限価格の算定方法(消費税及び地方消費税を除く)

予定価格 = 直接人件費+直接物品費+業務管理費+一般管理費等+特別清掃費※

最低制限価格 = 予定価格×0.8

注:) ※は清掃業務のみ

【お問い合わせ先】

財政部 契約検査課 入札係

Tel: 0852-55-5404